

質問 1. 宮城県知事選挙と衆議院議員選挙のダブル選挙について

ことは、七月に仙台市長選挙と十月に宮城県知事選挙と衆議院議員選挙のダブル選挙が行われた年でありました。残念ながら、おのおのの選挙で投票用紙の配付ミスや開票トラブルが起きてしまいました。特にさきの十月の選挙においては、青葉区選管では開票終了時間が予定より十時間もおくれ、期日前投票や不在者投票でも、県外に転出して選挙資格を失った人に知事選の投票用紙を交付する誤りは五件あり、原因については全て同様で担当者の確認不足との理由で、ごっかりするばかりでありました。

また、今回の開票の不満は開票立会人の方々からも多く伺いました。開票が遅びに遅び、翌日、仕事のためやむなく帰る旨を伝えたと、途中で帰る場合は日当を支払わないと開票立会人に伝えたとということもあったと伺いました。

私は、平成二十八年決算等審査特別委員会でも伺っておりましたが、開票立会人の方々への配慮が足りないことを指摘させていただきました。が、全くもって生かされていない現状に、何のために指摘をしたのかと残念でたまりません。

そしてまた、本市は今後の検証のために事務作業におけるヒヤリ・ハット事例集を作成しました。その中身を拝見しましたが、六十三項目の事例が記載され、今回と同様なケースが含まれており、このことも反省を生かされていなく、残念なことに拍車をかけています。

こういったことが一部の職員にしか情報を共有されていないのではと疑問を感じます。そこで、仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会が提出した、不適正な開票事務に係る再発防止のための提言とヒヤリ・ハット事例集を活用し、全ての職員に対し講習会や研修会を開催し、受講することを御提案いたしますが、御所見を伺います。

今回の開票事務の不手際で、投票日の翌日、十月二十三日に仙台市選管と青葉区選管が記者会見を行い謝罪をしましたが、市長は、同日の記者会見で「仙台は扱う票が多く、足りない部分は改善するが、市選管が劣っていたり、何か特別な問題を抱えているとは認識していない」と、この発言には市長として問題意識の甘さを厳しく指摘をさせていただきます。

市長は、公務である視察先の国際姉妹都市であるフランス、レンヌから帰国し、日程を変更してまで開票日に選挙が適正に行われるかを確認するとありましたが、言っていることは全くもってその場しのぎのコメントであり、まことに残念でなりません。

そこで、市長は、現場第一とうたっていますが、当日も含め開票所に足を運ばれたか、また、その後、現在に至るまで選挙管理委員会に改善に対し指示、指導を行ったのかを伺います。

次に、期日前投票所の設置について伺います。

選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられ、本市では、昨年の参議院議員選挙から始まり、ことしの選挙で四度行われています。十八歳、十九歳の投票率については年々低下している現状であります。そこを重く受け、早期の改善が必要であり、大学に期日前投票所の設置を要望いたします。

そこで、課題として挙げられるのが住民票を移さない学生が多くいることであります。であるならば、住民票を移さず在学している生徒の分析と把握はどのようになっているのかをお示しください。

また、仙台市内十一大学のキャンパスがありますが、仙台市選管から大学に呼びかけや期日前投票所の設置について働きかけをしたことがあるかを伺います。

大学への期日前投票所の設置については、若年層の投票率向上や選挙啓発に効果があり、仮に結果が乏しくても、積極姿勢の挑戦であれば市民や議会は仙台市選管を責めることはないと考えます。新しいことには挑戦しない、既存のままのシステムで行い、投票や開票のミス、トラブルが起きるのでは、到底その対応では理解することができません。そういったことを踏まえ、信頼を損ねている選挙管理委員会が新たなことに挑戦して投票率を上げる努力を行い、信頼回復をしていかなければならないと考えます。

そして、来年は通常の前定では選挙が行われない年でありますから、十分に分析を行い、各大学や施設に働きかけをしていき、再来年予定されている仙台市議会議員選挙と参議院議員選挙時には、学都仙台と言われる本市において大学に期日前投票所の設置を求めますが、市長の御所見をお伺いいたします。

答弁 1. 市長（郡和子）

選挙事務の状況の把握及び事務改善に向けた対応についてお尋ねがございました。
ことし十月の衆議院議員総選挙におきまして、私、レンヌ市への出張の間は、期日前投票所で発生した問題につきまして報告を受け、そしてまた開票日当日は開票作業の状況について随時報告を受けました。
今回の投票用紙の相次ぐ交付ミスや開票作業が大幅におくれたことなどにつきましては、私も大変遺憾なことだというふうに思っております。
選挙管理委員会に対しては、これらのミスなどが選挙の執行体制全体の中でどこに起因したものなのか、その改善すべき点を見きわめて解決を図っていくよう伝えたとところでございます。
今後、選挙管理委員会の検証結果を受けて、人的または予算的な面において必要となる対応をとってまいります。
そのほかの御質問につきましては、藤本副市长、関係局長並びに選挙管理委員会の事務局長から御答弁申し上げます。
私からは以上でございます。

答弁 1. 選挙管理委員会事務局長（工藤雅義）

私からは、選挙管理委員会に係る御質問にお答えをいたします。
初めに、選挙事務に関する職員への講習会等の開催についてでございます。
選挙事務改善においては、マニュアル等の事務的な改善とあわせて、それを運用する職員の人材育成が非常に重要であると考えております。
これまで、本市の新規採用研修や課長研修に選挙事務を組み込んでまいりましたほか、職員の意識と実務能力の向上に資するため、事例に即したさまざまな研修を実施し、多くの職員の意識の共有を図ってきたところでございます。
このような取り組みを進めてきたことで人材の育成は着実に図られてきているものと認識しておりますが、今回の選挙執行の結果を踏まえ、強化が必要な部分につきましては研修内容のさらなる充実を図り、正確で円滑な事務執行を実現してまいりたいと考えております。

次に、大学への期日前投票所の設置についてでございます。
大学生を含む若年層の投票率向上に向けては、いかに若年層の方に自分の生活と政治とのかかわりを実感し、選挙に関心を持っていただけるようになるかが重要であると考え、そのための取り組みを拡充しているところでございます。
大学への期日前投票所の設置は啓発の効果は一定程度あると思われませんが、一方で、ある大学に設置しても投票できるのは大学が所在する区の選挙人に限られ、また、その設置運営には多くの人手やコストを要するものでございます。
こうした検討が十分な段階にはありませんでしたので、市内の各大学に関して学生の分析や期日前投票所設置の働きかけは行っておりませんが、今後、その費用対効果を十分精査の上、対応方針を整理してまいりたいと存じます。
以上でございます。

再質問 1. 宮城県知事選挙と衆議院議員選挙のダブル選挙について

一点について再質問をさせていただきます。期日前投票所の設置についてであります。
私、第一問では、今回、この選挙にかかわる所感については市長に御答弁をいただきたいというふうに思っておりました。
大学の設置、いろいろ課題があるのはわかっております。アエルのように期間中毎日やっってくださいということを指摘しているのではなく、期間中の一日だけでも設置をしていただけないかという要望もさせていただいております。御答弁の中では、設置した大学だけだということの御答弁でございましたが、期日前投票所、アエルでは全区で投票ができるような状況でやっておりますので、大学に設置をしても、その区に限らず、全区の人たちが投票できるようにお願いをしたいというふうに思っております。
具体的な大学を例示するつもりはないんですが、仙台には本当に多くの大学がございます。そういった中で、この大学に期日前投票所を設置するのは、第一問でも伝えましたが、効果が乏しくても選挙啓発には著しく効果があるというふうに御答弁をいただいておりますので、そういったことでも意味があるんだということの思いを含め、大学設置に対しての要望を進めていきたい、そして検討していただきたい。あるいは研究でも構いません。市長、そういった思いも含め御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

再質問答弁 1. 選挙管理委員会事務局長（工藤雅義）

投票所の設置運営につきましては選挙管理委員会の所管でございますので、私のほうから御答弁を申し上げます。本市ではアエルの期日前投票所で市内全ての区の有権者が投票できるというふうなことになっておりますが、それはアエルには青葉区から泉区まで全ての区の投票所を設置しているということでございます。投票所としてはそれぞれ区ごとの投票所ということになりますので、それを市内の大学に設置するとすると、スペースの問題ですとかあるいは人手、コストの問題が非常に大きな課題になると思います。そのあたり栄も費用対効果の面で十分に精査をした上で本市としての対応方針を整理してまいりたい、このように考えてございます。以上でございます。

質問 2. 第二期いきいき市民健康プラン後期計画中間案について

この計画は、本市では生活習慣病や要介護状態等になる市民が増加している背景を踏まえ、食生活の改善や健康的な生活習慣による一次予防対策を推進するとともに、重症化予防にも重点を置いた、乳幼児から高齢者までを対象とした健康づくり計画であります。今現在この計画の中間案への市民意見募集を行っていて、来年三月までに計画を策定させるところでありますが、現状について、市民のお声から改善を求め、伺ってまいります。

この計画では、重点分野を六つに分け、健康づくり指標達成状況や重点分野ごとの健康課題を整理していますが、重点分野五の防煙・禁煙のまちづくりの項目に絞って伺ってまいります。

まず、第一点目は、市民の取り組みの中で、新型たばこ、電子・加熱式たばこ等についても受動喫煙防止に配慮すると記載があります。

そこで、その対応について、政府見解によると、平成二十八年十月二十一日付で現在の厚生労働受動喫煙防止対策には電子・加熱式たばこは含まれていないことが明記され、また、受動喫煙防止対策における取り扱いについては、今後の研究を踏まえて判断すると記載されています。

以上のことから、電子・加熱式たばこの扱いが国レベルを上回る厳しい表現を避けるべきであり、注意喚起するならば、受動喫煙防止に配慮ではなく、周囲への配慮が必要という対応をすべきであります。また事業者は、昨今の事情によりつらい立場にありながら、国や県、市の法改正に理解を示し、さまざまな改善策を行っているものと認識しますが、御当局の御認識をお伺いいたします。

第二点目は、関係団体、市の取り組みで管内の事業所に受動喫煙防止宣言施設登録制度について周知し、登録を呼びかけると記載があります。

この課題は、受動喫煙防止宣言施設登録制度は建物内終日禁煙が必須であり、さまざまな業態や小規模事業者が多い飲食店においては、建物内終日禁煙は経営の影響が懸念され、受け入れられる店舗が少ない状況であります。

一方で、中間評価の結果で、平成二十八年度仙台市民の健康意識等に関する調査で、受動喫煙があった市民の中で受動喫煙の機会の場所は飲食店が三九・二％で一番多くなっている現状を踏まえ、各団体や飲食店はこの現状を重く受け、課題がある中、登録できることから確実に進めている現状であります。また、飲食業界団体では、入店前にお店の喫煙環境をお知らせする喫煙環境周知ステッカーを貼付し、お客様の意図としない受動喫煙を防止する対策を進めているところであります。今回のこの記載の状況であれば、今日までの団体や事業者さんの努力は報われず、これから受動喫煙防止対策を進める中で理解を得づらくなる状況であると考えますが、担当局の御所見を伺います。

答弁 2. 健康福祉局長（佐々木洋）

私からは、第二期いきいき市民健康プランに関する二点の御質問にお答えします。

初めに、電子たばこについてでございます。

近年、新たに開発された電子たばこによる受動喫煙の健康影響については、現時点では知見が十分でないことから、国の受動喫煙防止対策の検討においては規制の対象に含まれていないところでございます。

しかしながら、電子たばこの蒸気から発がん性物質が発生するとの報告もあり、健康影響の可能性が懸念されることから国において研究が行われております。次期計画については、パブリックコメントにおける御意見や国の動向も踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、受動喫煙防止宣言施設登録制度についてです。

この制度は、施設内禁煙に取り組む店舗等に宣言施設として登録いただき、店頭のステッカーやホームページへの掲載等によりイメージアップや市民への周知を図るものです。

いきいき市民健康プランにおいては、受動喫煙防止対策の推進を目標に掲げ、関係団体の皆様とともに登録施設の増加に取り組み、例えばテナントビルに入居している店舗等の方々からの御理解、御協力とともに、御紹介の独自の対応もいただいているところでございます。

今後とも、積極的に取り組む店舗等を紹介するなど、登録制度の普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

質問 3. 仙台市における民泊対応策について

ことし六月、民泊サービスの適正化を図りながら観光客の来訪と滞在を促進する住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立し、来年六月十五日に施行されることが決まりました。

政府は、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催を我が国が観光立国として大きく飛躍するチャンスと位置づけ、訪日外国人旅行者、インバウンドを大幅にふやすために受け入れ環境の整備を急いでいるところであり、民泊新法もそうした国の政策の一環として制定されたものと認識しております。

一方で、民泊をめぐる近隣住民とのトラブル事例が他都市で発生との報道もなされております。近年、宿泊施設が足りず、宿がとれないと言われる京都市では民泊がよく利用されているようですが、その多くは海外のサイトを通じた違法な闇民泊だとの話も聞きます。

そうした状況にあるのであれば、民泊の適正化、健全化というのは確かに必要であると思うのですが、民泊の苦情事例として、ごみ出しルールを守らない、夜間に騒いでいるといった声もあるとのことで、民泊の利用が拡大していくことに不安を抱く住民もおられると思います。

この民泊新法では、年百八十日までという上限がありますが、所有者や事業者から届け出のあった住宅での民泊が可能となります。その一方、都道府県と、希望して権限移譲を受けた政令指定都市などの保健所設置市は、条例による区域や日数の規制と監督等の事務を行うことができるとされております。

本市は東北大学などへの留学生も多く、東北唯一の百万都市であり、県内市町村とは状況異なります。そもそも、仙台市は政令指定都市であり、地域住民の安全・安心に直接かかわるような事務は、県ではなく仙台市が担ってしかるべきではないかと伺います。

仙台市が宮城県から権限移譲を受けた場合、仙台市は来年の第一回定例会で条例を制定しなければ来年六月十五日の民泊新法施行に間に合わず、本市独自の規制について空白期間が生まれてしまいます。規制の可否、内容について検討の動きが遅いのではないのでしょうか。快適で良好な現在の生活環境や市民の安全・安心な暮らしが守れるのかと、不満に思う仙台市民も多いのではないかと思います。

仙台市では、そうした市民の不安に応えるべく、規制を行うべきではないのでしょうか。民泊新法に関する仙台市の対応について伺います。

答弁 3. 副市長（藤本章）

私からは、民泊につきましての御質問にお答えいたします。

住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に係る市の対応についてでございます。

民泊につきましては、インバウンドなど多様な観光需要の取り込みが期待できます一方、新法の趣旨に鑑みると、市民生活の安全・安心や周辺地域環境の悪化防止並びに利用者の安全を確保していくことが極めて重要と考えております。

民泊新法の成立後、国からの運用の詳細、いわゆるガイドラインの国からの公表が実は大幅におくれていることもございまして、観光客等の受け入れ推進と生活環境を守る規制のいわばバランス調整をいかに図るか等の検討に時間を要している状況でございました。

本市といたしましては、民泊新法に定める県の権限移譲についての協議を進め、直接事業者を監督するとともに、仙台市民の生活環境を守る観点から必要な規制を行うべく、市民、事業者の皆様の見解もお伺いしながら、独自条例を提案する方向で調整を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

質問 4. 八本松地区とあすと長町地区の交通渋滞緩和策・県道仙台名取線の道路整備について

八本松地区とあすと長町地区の交通渋滞緩和策について伺います。

このあすと長町地区は、市立病院が移転するなど、仙台市南部の広域拠点とし土地区画整理事業を推進しながら、長年をかけて基盤整備を進めてきたこと、南の都心づくり、副都心づくりとして整備され、大規模な商業地や大型マンションが建設し入居が始まり、魅力あるまちに開発していることを認識します。

その中で、都市計画道路である市道長町八木山線は、平成二十五年三月二十二日に道路が開通し、供用開始されました。しかしながら、この道路は、あすと長町の人口増や交通量の多さで、週末だけではなく平日も朝と夕方は東側の国道四号に向かう右折レーンが慢性的に大渋滞を起こしています。そして、この週末、夕方時間の渋滞は、何とJR長町駅付近から右折車両のみ渋滞が連なっていることがありました。また、市道元寺小路郡山線は、平日の朝は同じく国道四号から北に向かう車の列が連なっている現状であります。

地域の方からの渋滞解消策の声は多く聞かれ、横断歩道を整理し、信号も連動するように対策してきたことを承知しますが、現状それでは不十分でありますので、改善を求め数点伺います。

まず伺いたいのは、渋滞の原因である、あすと長町地区の開発時に交通対策をどのようにしてきたのか。計画に対する現状の乖離が大き過ぎるのではないかと考えますので、担当局に御所見を伺います。

この地区は、今後KHBの本社が移転予定、人口増加が進む中で交通量もふえ、八本松一丁目南交差点は事故の可能性が高いため、事業者が自前で警備員を配置して対応しています。本来は行政がしっかりと対応、対策をしなければいけません。この現状を当局はどのように認識しているのか、そして今後の対応をどのようにしていくのかをお伺いいたします。

次に、県道仙台名取線の道路整備について伺います。

この道路は都市計画道路で道路拡張計画であります。広瀬橋交差点は国道四号から仙台方向に向かう道路で、現在は河原町方向に向かう右折レーンがなく、右折禁止の交差点であります。宮城交通のバスは右折を認めている状況であります。この道路は交通量が多く右折レーンがない道路で、右折車両があると当然ながら後続車は直進できず、渋滞の原因を起こしています。地元の方々は、右折しているのは市民の足であるバスなので一定の理解を示しています。が、前途で述べているとおり、この地域は人口増により交通量はますますふえることが想像できます。

また、この地区には仙台市立病院があり、昨日も救急車が車を避けながら病院に入っていく状況でありました。病院付近は、極力朝晩時の慢性渋滞をつくらないことが重要と考えます。

長町一丁目の用地買収が進んでいることを認識しますので、早期に道路整備について行すべきと考えますが、整備計画とスケジュールをお示しください。

最後に、関連してあすと長町中央公園について伺います。

あすと長町中央公園は、地域の要望を取り入れ、規模も大きく魅力ある公園をつくっていただいたことに感謝申し上げます。この公園は、地元の子供たちの遊び場としてはもちろん、週末や大型連休には市内各地から多くの方々が遊びに来ている公園であります。遊びに来られる多くの方は車で来ている現状であります。

しかしながら、敷地内には駐車場がなく、車で来た方はやむなく公園脇に路上駐車をしています。私も何度も現地と現状を確認をしています。また、昨年流行したポケモンGOレアキャラ出現時には公園近隣は路上駐車が多くあり、地域の方々からの苦情で宮城県警が取り締まりを行ったケースもありました。

この現状を受け、担当公園課に相談をさせていただき、敷地内に駐車場の整備か、あるいは路上駐車できる機械の設置を求めてきましたが、残念ながら困難であるとのことでありました。

そこで、このまま未対応であれば、路上駐車したところから子供が飛び出して交通事故につながるおそれや地域の不満も募るばかりであります。公園を安心・安全に遊べる環境づくりをつくるのは行政の務めであると考えますが、担当局の御所見と今後の対応をどのように行うのかを伺います。

以上、大綱四点を伺い、前向きな御答弁を期待して一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

答弁 4. 太白区長（佐藤伸治）

八本松地区とあすと長町地区の交通渋滞に関するお尋ねにお答えを申し上げます。

まず、市道長町八木山線八本松一丁目南交差点でございますけれども、同交差点供用時におけます交通量等を推計いたしまして、これをもとに、宮城県公安委員会との協議により、信号の点灯時間あるいは右折レーンの長さなどを決定したものでございます。その後、市域南西部などから八本松地区を経由して国道四号へ向かう交通量がその想定を上回りまして、交通渋滞が顕著となっております。

このため、改めて公安委員会と協議を行い、平成二十六年六月に同交差点から国道四号に向けた右折方向にある横断歩道を廃止するなどの改良工事を実施いたしましたが、さらに交通量はふえておりまして、曜日や時間帯によってはいまだ相当の渋滞を生じておるといふふうに認識してございます。

道路整備といたしましては一応の完成を見ておりまして、抜本的な対策は容易でないところでございますけれども、周辺の複数の信号の点灯時間を現況の交通量に合わせて再度調整をするといった手法につきまして、公安委員会や所轄警察署に相談を申し上げますなど、少しでも渋滞が緩和されますよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、あすと長町中央公園についてでございます。

この公園は、近隣の皆様の身近な公園として、徒歩や自転車での御利用を前提に整備をしたものでございますが、大型遊具や芝生広場などが人気を呼びまして、特に休日になりますと自家用車によって来園される方も多く、一部は路上に駐車をされているという状況でございます。

ただ、こうした実情にはございますけれども、この公園に専用の駐車場をこれから新たに確保するということはなかなか難しいところでございますので、遠方などからおいでになる皆様には御不便をおかけいたしますけれども、周辺の有料駐車場をお使いいただくよう呼びかけるなどいたしまして、まずは路上駐車を防止し、公園周辺の交通の安全をまず確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

答弁 4. 建設局長（村上貞則）

私からは、県道仙台名取線の道路整備に関する御質問にお答えいたします。

広瀬橋交差点につきましては、今後の交通需要や現状の渋滞等の課題に対応するため改良事業を実施しております。

この事業は、国道四号の移管に伴い、平成二十八年度より国から本市が引き継ぎ、調査設計や用地取得を進めており、今年度は設計や関係機関との協議等を行っているところでございます。

今後は、これまでに取得した用地を利用いたしまして、平成三十年度に暫定的に右折レーンを設置する予定であり、平成三十三年度の完成を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。